

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」非該当理由表

原 則		非該当理由
原則 5	注 2	当社の取り扱う商品・サービス等に該当していないため対象としておりません。
原則 6	注 2	当社の取り扱う商品・サービス等に該当していないため対象としておりません。
	注 3	当社は商品の組成に携わっておらず、該当していないため対象としておりません。
補充原則 1		当社は商品の組成に携わっておらず、該当していないため対象としておりません。
補充原則 2		当社は商品の組成に携わっておらず、該当していないため対象としておりません。
	注 1	当社は商品の組成に携わっておらず、該当していないため対象としておりません。
	注 2	当社は商品の組成に携わっておらず、該当していないため対象としておりません。
補充原則 3		当社は商品の組成に携わっておらず、該当していないため対象としておりません。
	注 1	当社は商品の組成に携わっておらず、該当していないため対象としておりません。
	注 2	当社は商品の組成に携わっておらず、該当していないため対象としておりません。
	注 3	当社は商品の組成に携わっておらず、該当していないため対象としておりません。
補充原則 4		当社は商品の組成に携わっておらず、該当していないため対象としておりません。
	注 1	当社は商品の組成に携わっておらず、該当していないため対象としておりません。
	注 2	当社は商品の組成に携わっておらず、該当していないため対象としておりません。
	注 3	当社は商品の組成に携わっておらず、該当していないため対象としておりません。
補充原則 5		当社は商品の組成に携わっておらず、該当していないため対象としておりません。
	注 1	当社は商品の組成に携わっておらず、該当していないため対象としておりません。
	注 2	当社は商品の組成に携わっておらず、該当していないため対象としておりません。